

一般社団法人日本生物物理学会 定款

平成 26 年 1 月 6 日施行

平成 26 年 1 月 25 日一部変更

平成 28 年 6 月 18 日一部変更

令和 3 年 6 月 19 日一部変更

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、一般社団法人日本生物物理学会 (The Biophysical Society of Japan) と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、生物物理学に関する学理及びその応用についての研究発表、情報の交換及び内外の関連学会との連携協力をすることにより、生物物理学の進歩普及を図り、もって我が国の学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術誌・学術図書の発行
- (2) 学術・科学技術に関する研究発表会、講演会、セミナー等の開催
- (3) 研究及び調査の推進
- (4) 優れた研究業績と技術的実践の奨励と表彰
- (5) 関連学術団体との連携及び協力
- (6) 国際的な研究協力の推進
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第三章 会員及び社員

(構成員)

第五条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 生物物理学の研究に従事またはこれに関心を持つ個人。
- (2) 機関会員 この法人の目的に賛同し、会長の許可を経て入会した大学図書館、研究施設等の機関。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、第四条に定める事業を援助する個人または法人。
- (4) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった個人。
- (5) 功労会員 この法人に対し功労のあった個人。

(6) 終身会員 この法人の会員として長年にわたり活動した個人。

(7) 準会員 生物物理学の研究に従事またはこれに関心を持つ、大学学部生相当以下の生徒及び学生。

- 2 この法人には、代議員 50 名以上 55 名以内を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 代議員を選出するために、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会で定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができ、かつ、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第3項の代議員選挙は2年に一度実施することとし、代議員の任期は代議員選挙後最初に開催される定時社員総会の終結のときから、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のとき（この期間を1期とする。）までとする。但し、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（法人法第278条1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 6 代議員は、再任されることを妨げない。但し、連続2期4年着任した代議員は、その後1期の間は選出されることはできない。
- 7 代議員に欠員を生じた場合、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 8 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 9 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての代議員の同意がなければ、免除することができない。

（入会）

第六条 この法人の会員として入会しようとする者は、細則に定める入会手続きをなし、会長の承認を得なければならない。

（会費）

第七条 会員は、入会金及び会費として、社員総会により別に定める額を納入しなければならない。

- 2 名誉会員、功労会員、終身会員及び準会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(特典)

第八条 正会員、賛助会員及び名誉会員は、この法人が行う事業へ参加し理事会に意見を申し出ることができる。

(任意退会)

第九条 会員は、別に定める退会届を提出し、会長の許可を得て退会できる。

(除名)

第十条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉及び信用を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 当該会員には、社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。
 - 3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に通知し、公表するものとする。

(会員資格の喪失)

第十一條 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員の死亡、失踪宣告、または法人・団体たる会員の解散
 - (2) 会費を滞納し、かつ催促しても会費を納入しないとき
- 2 代議員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

第四章 社員総会

(構成)

第十二条 社員総会は、全ての社員をもって構成し、これをもって法人法上の社員総会とする。

- 2 社員総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。通常総会をもって法人法上の定期社員総会とする。

(権限)

第十三条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名または代議員たる地位の解任
- (3) 理事または監事の選任または解任
- (4) 各事業年度の事業報告の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令または定款に定められた事項

(招集)

第十四条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び内容、日時並びに場所を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第十五条 社員総会の議長は、会長がこれを指名する。

(議決権)

第十六条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

(決議)

第十七条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他、法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第十九条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順位に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第十八条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席者の中から議長が指名した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第五章 役員及び職員

(役員の設置)

第十九条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上22名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、その他の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第二十条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、理事の中から会長の選定及び解職を行う。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事または使用人、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第二十一条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第二十二条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第二十三条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。但し、会長は再任できない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事または監事は、第十九条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二十四条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第二十五条 会長は、必要に応じて正会員の中から顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、この法人の事業の遂行について助言することができる。

(報酬等)

第二十六条 役員及び顧問は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては報酬等として支給することができ、その額は総会において別に定めるものとする。

- 2 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

(事務局及び職員)

- 第二十七条** この法人の事務を処理するため、事務局を設け職員を置く。
- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。
 - 3 職員は、会長が任命する。職員のうち、重要な職務にあたる者は、理事会の決議を要する。
 - 4 職員は、有給とする。

第六章 理事会

(構成)

- 第二十八条** この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第二十九条** 理事会は、次の職務を行う。
- (1)この定款の施行、またはこの法人の運営に関する規定類の制定及び改廃
 - (2)前号に定めるもの他、この法人の業務執行の決定
 - (3)理事の職務の執行の監督
 - (4)会長及び副会長の選定及び解職
 - (5)その他、法令またはこの法人の定款に定められた事項
- 2 理事は6箇月に2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

- 第三十条** 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集するものとする。

(議長)

- 第三十一条** 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長が欠席した場合には、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

- 第三十二条** 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

- 第三十三条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録に署名または記名押印する者は、出席した会長及び監事とする。ただし、会長が欠席した場合には、議事録に署名または記名押印する者は、出席した理事及び監事とする。

第七章 支部及び委員会

(支部及び委員会)

第三十四条 この法人は、地域的な観点から事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、必要な地に支部を置くことができる。

2 この法人は、適正な運営及び特定の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、必要な委員会を置くことができる。

第八章 資産及び会計

(事業年度)

第三十五条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第三十六条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、前項の承認を得た後、最初に開かれる総会においてこれを報告しなければならない。
3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十七条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告書及びその附属明細書
(2)貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
(3)財産目録
2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)監査報告書
(2)理事及び監事の名簿
(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第三十八条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(特別の利益の禁止)

第三十九条 この法人は、法人の社員、役員若しくは使用人、基金の拠出者またはこれらの親族等に対し、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して、特別の利益を与えることができない。

- 2 この法人は、株式会社その他の営利事業を営む者または特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人または公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第九章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第四十条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第四十一条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四十二条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第十章 公告の方法

(公告の方法)

第四十三条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第十一章 補則

(細則)

第四十四条 この定款施行についての細則及び細則の変更は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

(最初の事業年度)

第四十五条 この法人で最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成26年4月30日までとする。

(設立時社員の氏名、住所)

第四十六条 この法人の設立時の社員（代議員）の氏名、住所は次のとおりである。

(住所)

(氏名) 七田 芳則

(住所)

(氏名) 有坂 文雄

(住所)

(氏名) 寺北 明久

(代議員任期の例外)

第四十七条 この法人成立後、最初に開催される臨時社員総会で選出された代議員の任期は、定款第五条第5項の規定にかかわらず、臨時社員総会の終結のときから、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(設立時の理事・監事)

第四十八条 この法人の設立時の理事、監事は次のとおりとする。

設立時理事 七田 芳則 有坂 文雄 寺北 明久

設立時監事 片岡 幹雄 難波 啓一

(設立時の会長)

第四十九条 この法人の設立時の会長は次のとおりとする。

会長 七田 芳則

(法令の準拠)

第五十条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。